

鹿角市 農業委員会だより



鹿角市農業委員会
会長
兎澤 悅雄

新年のごあいさつ

皆様には、輝かしい初春をお迎えのことと心からお慶び申上げます。また、平素より農業委員会の業務に対し格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

農業を取り巻く環境は、全国的な課題である農業従事者の高齢化、深刻な担い手や後継者不足は本市においても同様な状況となつており、これらは耕作放棄地の発生原因ともなつています。

また、ウクライナ情勢による肥料や飼料などといった農業資材の高騰に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大や、昨年八月に発生した大雨災害による農作物・農地・農業用施設への被害などが農業経営に多大な影響をもたらしており、依然として厳しい状況が続いております。こうした中、農業委員会においては、「農業委員会等に関する法律」に則り、農業委員及び

農地利用最適化推進委員が取りまとめた「鹿角市農業施策への意見書」を関市長へ手渡し、農業者への支援を強く要望しております。

一方、国では、農地の集積・集約を推し進めるため、農業経営基盤強化促進法を令和四年五月に改正し、市町村は、これまでの「人・農地プラン」を更に進展させる「地域計画」を令和六年度末までに作成する予定としております。その地域計画において農業委員会は、「目標地図（一笔毎に十年後の當農計画等を計画）」素案の作成を求められており、今後、各地域において担い手や関係団体などの協議の場を設け、将来的な當農計画を皆様とともに立案していきたいと考えております。

最後に、山積する諸問題に対し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となり、農地の集積・集約化といった「農地利用の最適化」の推進や農地法関連の業務とともに、農業者の意見を諸施策に反映させ、関係機関との連携を強化し、諸問題の解決に努力してまいりますので引き続き、ご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

農地利用最適化推進委員		農業委員・農地利用最適化推進委員	
戸田	阿部	兎澤	田口
似鳥	湯瀬	小笠原	高谷
勇公	妹尾	中村	安保
一雄	黒沢	福島	石鳥谷
政治	柳沢	成田	阿部
(松永)	善一郎	高谷	高谷
(館)	木村	佐藤	成田
(三ヶ田)	木沢	兎澤	兎澤
(内)	柳沢	柳沢	柳沢
(大湯・草木地区)	木村	成田	成田
(堀中)	木村	高久	高久
(中草木)	木村	具視	具視
(大湯・草木を除く)	木村	仁	仁
(長者久保)	木村	(三ツ矢沢)	(三ツ矢沢)
(畠・典地)	木村	康久	康久
(畠・典地)	木村	(下川原)	(下川原)
(新田町三区)	木村	（級ノ木）	（級ノ木）
(堀中)	木村	（中野）	（中野）
(中草木)	木村	（用野目）	（用野目）
(大湯・草木)	木村	（澤小路）	（澤小路）
(大湯・草木を除く)	木村	（久保田）	（久保田）
(長者久保)	木村	（三ヶ田）	（三ヶ田）
(畠・典地)	木村	（大里）	（大里）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（浜田）	（浜田）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（澤小路）	（澤小路）
(畠・典地)	木村	（久保田）	（久保田）
(新田町三区)	木村	（三ヶ田）	（三ヶ田）
(畠・典地)	木村	（大里）	（大里）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（浜田）	（浜田）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（澤小路）	（澤小路）
(新田町三区)	木村	（久保田）	（久保田）
(畠・典地)	木村	（三ヶ田）	（三ヶ田）
(新田町三区)	木村	（大里）	（大里）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（浜田）	（浜田）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(畠・典地)	木村	（元）	（元）
(新田町三区)	木村	（和廣）	（和廣）
(畠・典地)	木村	（上）	（上）
(新田町三区)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(畠・典地)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(新田町三区)	木村	（元）	（元）
(畠・典地)	木村	（和廣）	（和廣）
(新田町三区)	木村	（上）	（上）
(畠・典地)	木村	（瀬田石）	（瀬田石）
(新田町三区)	木村	（寺坂）	（寺坂）
(

鹿角市農業委員及び 鹿角市農地利用最適化推進委員の募集!

令和5年7月31日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	13人	15人
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方
資格要件	<p>次の要件に該当しないこと</p> <p>① 市の職員。ただし特別職に属する職員を除く なお、次のいずれかに該当する方は、委員となることができません。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方</p>	
応募方法	<p>自薦又は他薦により、応募用紙に必要書類を添えて持参により、鹿角市農業委員会事務局に提出してください。</p> <p>※応募用紙は、農業振興課、各支所、農業委員会事務局で配布または鹿角市ホームページからもダウンロードできます。</p>	
受付期間	<p>令和5年1月16日（月）～令和5年2月15日（水）必着 受付 平日の8時30分から17時15分（土曜、日曜、祝日は提出できません）</p>	
応募状況の公表	受付期間中及び期間終了後、鹿角市ホームページで公表します。（2回）	
選考方法	<p>提出された応募・推薦用紙の内容及び市の農業の現状を理解し、今後の市の農業の発展に資する方、農地の利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方。</p>	<p>農地利用最適化推進委員選考委員会により候補者を選考し、農業委員会が委嘱。</p>
委員の任期	<p>令和5年8月1日から 令和8年7月31日までの3年間</p>	<p>農業委員会が委嘱した日から令和8年7月31日まで（令和5年8月上旬委嘱）</p>
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法によりその権限に属した事項 ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更 ・農地の権利移動の許可・農地利用集積計画の決定 ・農地転用許可に関する意見の決定 ・その他農業委員会が必要とする活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進 ・農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進 ・遊休農地の発生防止・解消を推進 ・農業への新規参入の促進 ・その他農業委員会が必要とする活動
問い合わせ先	<p>〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市農業委員会事務局 ☎0186-30-0283</p>	

関市長へ「農業施策に係る意見書」を提出しました

農業委員会の主要業務である「農地利用の最適化」の更なる推進と、近年の厳しい農業情勢を踏まえ、農業者の代表でもある農業委員及び農地利用最適化推進委員が意見を取りまとめ、今後の市の農業施策に活かしていただくよう、鹿角市では初となる「農業施策に係る意見書」を昨年9月9日に提出いたしました。

関市長からは「貴重なご意見なので、皆さんのが声が活かせるよう頑張りたい」との回答を得ております。

兎澤会長から意見書を受け取る関市長



「鹿角きりたんぽFM 提供」

「農業施策に係る意見書」

- 1 「水田活用の直接支払い交付金の見直し」
- 2 「燃料費、肥料等農業資材価格高騰に対する支援」
- 3 「農業農村整備事業の推進」
- 4 「日本型直接支払制度の推進」
- 5 「新規就農者育成総合対策」
- 6 「災害復旧支援対策」
- 7 「有害鳥獣等対策」
- 8 「農業情勢の急激な変化に伴う農業者への支援」

安保春喜農業委員 永年勤続農業委員表彰受賞

安保春喜農業委員が、永年にわたり業務推進に功績のあった農業委員として、一般社団法人秋田県農業会議会長表彰を受賞し、昨年11月1日秋田県農業委員会大会において表彰式が行われました。



安保委員は平成20年8月から14年間、農業委員として活動してこられ、現在も農業委員を務めています。毎年農業政策が変わる昨今ですが、今回の受賞を励みとし、今後も鹿角市の農地を守る使命を忘れずに活動していきたいと意気込みを語っています。

農業者年金



令和4年から年金制度がさらに便利になりました

1. 若い農業者が加入しやすいよう保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました。(令和4年1月1日から)

35歳未満で要件を満たす方は、1万円からでも通常加入できるようになりました。

※保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

2. 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました。(令和4年4月1日から)

農業者老齢年金については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになりました。(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

3. 農業者年金の加入可能年齢が引き上げされました。(令和4年5月1日から)

農業者年金に加入できる年齢が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満まで引き上げられました。ただし、国民年金の任意加入者に限ります。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



農業者年金加入推進研修会・加入推進対策会議を開催しました

昨年11月16日、農業委員、農地利用最適化推進委員による農業者年金加入推進研修会・加入推進対策会議を開催しました。

研修会では、一般社団法人秋田県農業会議の担当者を講師に招き、「農業者年金制度の概要と加入推進のポイント」について研修を行い制度への理解を深めました。加入推進対策会議では、今年度の新規加入目標の達成に向け、戸別訪問の実施について協議しました。

農業委員会では一人でも多くの農業者に農業者年金を知っていただくためにPR活動を展開しています。

